熊本県立学校学校技師及び農務技師設置要項

（目的）

第１条　この要項は、熊本県教育委員会会計年度任用職員任用等取扱要綱（令和２年（２０２０年）３月１９日付け教政第１４４１号教育長通知。以下「要綱」という。）の規定に基づき、学校技師及び農務技師（以下「会計年度任用職員」という。）の設置、任用及び勤務条件等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（職の区分）

第２条　この要項に定める職は、地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号）第２２条の２第１項第１号に定める会計年度任用職員の職とする。

（職務）

第３条　会計年度任用職員の業務内容は別表のとおりとし、所属長の指揮監督を受け、当該業務を処理する。

（任用期間）

第４条　会計年度任用職員の任用期間は、１会計年度（４月１日から翌年３月３１日までをいう。）以内とする。

（勤務日数及び勤務時間）

第５条　会計年度任用職員の勤務日数及び勤務時間は、別表のとおりとする。

（休日）

第６条　会計年度任用職員の休日は、熊本県の休日を定める条例（平成元年熊本県条例第１０号）第１条に定める県の休日のとおりとする。ただし、学校行事等により変更が生じることがある。

（給与）

第７条　会計年度任用職員の報酬は日額とし、熊本県会計年度任用職員の給与等に関する条例（令和元年熊本県条例第３号）、熊本県会計年度任用職員の給与等に関する規則（令和元年熊本県人事委員会規則第６号）及び要綱の定めるところによる。

（給与の支給方法）

第８条　所属長は、会計年度任用職員から申出があった場合、その者に対する給与の全部又は一部をその者の預金の口座への振込みの方法によって支払うことができる。

（その他）

第９条　この要項に定めるものの外、会計年度任用職員の任用及び勤務条件については、要綱の定めるところによる。

（附則）

この要項は、令和２年４月１日から施行する。

（別表）

職名及び業務内容	勤務日数・時間
学校技師 ・事務補助業務 ・校内環境整備業務	○勤務日数及び勤務時間 勤務日数は１ヶ月につき２０日以内、勤務時間は１週間につき３５時間を超えない範囲とする。勤務日は原則月曜日から金曜日までとし、１日の勤務時間は７時間以内（休憩時間を除く）とする。 ※ただし、学校行事等により変更が生じることがある。
農務技師 ・農場管理業務	○勤務日数及び勤務時間 勤務日数は１ヶ月につき２０日以内、勤務時間は１週間につき３５時間を超えない範囲とする。勤務日は原則月曜日から金曜日までとし、１日の勤務時間は７時間以内（休憩時間を除く）とする。 ※ただし、学校行事等により変更が生じることがある。